

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営安定化資金緊急支援融資（大分市中小企業事業資金融資規則（平成3年大分市規則第30号）第3条第1項第6号に規定する経営安定化資金緊急支援融資をいう。次条第1項及び第3条第1項において同じ。）を受ける中小企業者に対し、融資に係る利子補給をするために交付する大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補給対象者)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「補給対象者」という。）は、経営安定化資金緊急支援融資を受けている中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、利子補給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 第4条第1項に規定する補給対象期間が2つの年にわたる補給対象者で、最初の年に係る第5条第1項の規定による申請をしていない者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(補給対象利子等)

第3条 利子補給金の交付の対象となる利子（以下「補給対象利子」という。）は、経営安定化資金緊急支援融資（令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間に融資の申込みを行ったものに限る。以下同じ。）を受けた総額から生じる利子とする。

2 利子補給金の額は、毎年1月1日（令和4年にあつては、7月1日）から12月31日までの間（次条に規定する補給対象期間に限る。）に支払われた補給対象利子の額とする。

3 利子補給金は、予算の範囲内で交付する。

（補給対象期間）

第4条 利子補給金の交付の対象となる期間（以下「補給対象期間」という。）は、補給対象利子の支払を開始した日の属する月から起算して1年を経過する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、補給対象期間において次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該各号に定める日の属する月を補給対象期間の終期とする。

(1) 補給対象者に該当しなくなった場合 該当しなくなった日

(2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日

(3) 償還を怠った場合 約定に従い償還をした最後の日

(4) 廃業した場合 廃業した日

(5) 買収、合併等により消滅会社となった場合 消滅会社となる前に償還をした最後の日

(交付の申請)

第5条 利子補給金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 金銭消費貸借契約証書の写しその他資金の借入を証する書類
- (2) 償還予定表の写しその他償還の予定を証する書類
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 大分県信用保証協会の保証決定を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 当該年に支払をした利子に係る前項の規定による申請の期限は、翌年の3月31日までとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、利子補給金の交付を決定し、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第7条 利子補給金の交付の決定を受けた者（以下「補給事業者」という。）は、第5条第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金変更承認申請書（様式第4号）に変更後の償還予

定表の写しその他償還の予定を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更を承認し、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金変更承認通知書(様式第5号)により、補給事業者に通知するものとする。

この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(完了報告)

第8条 補給事業者は、当該年の12月31日(補給対象期間の終了する年にあつては、補給対象期間が終了する月)までの利子の支払が完了したときは、利子支払完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 利子支払証明書(様式第7号) その他補給対象利子の支払を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(利子補給金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該年の利子の支払に係る利子補給金の額を確定し、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金額確定通知書(様式第8号)により、補給事業者に通知するものとする。

(請求)

第10条 補給事業者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、大分市経営

安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補給事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 利子補給金を他の用途に使用したとき。
- (2) 利子補給金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付申請書

大分市長

殿

申請者 住 所

氏 名

（ 法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者の氏名

印

（個人事業主の場合）

事業所所在地

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金の交付を受けたいので、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利子補給金 交付申請額 (①+②)			円	
交付 申請額 内訳	年分		年分	
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	合計①	円	合計②	円
添付 書類	(1) 金銭消費貸借契約証書の写しその他資金の借入れを証する書類 (2) 償還予定表の写しその他償還の予定を証する書類 (3) 誓約書（様式第2号） (4) 大分県信用保証協会の保証決定を証する書類 (5) その他市長が必要と認める書類			

誓約書

当社（私）は、下記の事項について誓約します。

また、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

なお、照会で確認された情報は、今後、当社（私）が、市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分市長 殿

[個人事業主にあつては住所]

事業所所在地

事業所名

[個人事業主にあつては氏名]

(フリガナ)

代表者名

㊞

生年月日

年

月

日

(男・女)

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に誓約書の提出をお願いしています。

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金については、次のとおり交付することに決定しましたので、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱第6条の規定により通知します。

利子補給金 交付決定額		円
交付決定額 内 訳	年分	円
	年分	円
交付の条件		

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金変更承認申請書

大分市長

殿

補給事業者 住 所
氏 名

⑩

〔 法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者の氏名 〕

（個人事業主の場合）
事業所所在地

利子補給金の交付の申請に係る事項の変更の承認を受けたいので、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更後の利子補給金交付申請額

変更後の交付申請額 (①+②)			円	
変更後 の交付 申請額 内訳	年分		年分	
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	月	円	月	円
	合計①	円	合計②	円

4 添付書類

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金に係る変更については、次のとおり承認したので、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 交付決定年月日及び通知書番号 年 月 日
第 号

2 変更後の交付決定額

利子補給金		円
内 訳	年分	円
	年分	円

利子支払完了報告書

大分市長

殿

補給事業者 住 所
氏 名

⑩

〔 法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者の氏名 〕

（個人事業主の場合）
事業所所在地

年における利子の支払を完了したので、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 利子支払金額 _____ 円

2 添付書類

大分市長 殿

金融機関名

印

利子支払証明書

経営安定化資金緊急支援融資に係る補給対象利子の支払があったので次のとおり証明します。

借入者の氏名（法人名）			
借入者の住所			
融資金額	金 円也		
利率	年1.295%		
融資実行日	年 月 日		
支払日	元金	利息	摘要
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
合計			

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで報告のあった大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金について、 年分の額を次のとおり確定したので、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱第9条の規定により通知します。

利子補給金の確定額 _____ 円

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付請求書

大分市長

殿

補給事業者 住 所
氏 名

⑩

〔 法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者の氏名 〕

（個人事業主の場合）
事業所所在地

年 月 日付 第 号で額の確定のあつた大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金について、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

請求額		円		
振 込 先	金融機関名		支店名	
	種 類	普通 ・ 当座	口座番号	
	口座名義	(フリガナ)		